

桐生地域医療企業団人事行政の運営等の状況をお知らせします。

職員の給与、職員数及び勤務条件などの人事行政の運営等の状況についてお知らせします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 採用状況（令和7年度）

区分	採用者数（人）
一般行政職	2
医師職	13
薬剤師・医療技術職	2
看護職	15
福祉職	0
技能労務職	0
計	32

(2) 退職状況（令和7年度）

区分	採用者数（人）
一般行政職	3
医師職	14
薬剤師・医療技術職	6
看護職	24
福祉職	0
技能労務職	0
計	47

(3) 部門別職員数の状況

部門 \ 区分	職員数（人）		対前年比較増減数
	令和7年	令和8年	
一般行政職	44	43	▲ 1
医師職	56	57	1
薬剤師・医療技術職	115	112	▲ 3
看護職	319	309	▲ 10
福祉職	4	4	0
技能労務職	7	7	0
計	545	532	▲ 13

2. 職員の給与の状況

(1) 給与決算（令和7年度）

人数（令和8年3月末）	給料額	手当額	合計	一人当たりの給与費
人	千円	千円	千円	千円
531	2,284,758	1,820,899	4,105,657	7,732

(2) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（R8.4.1 現在）

区分	給料月額	給与月額	平均年齢
一般行政職	315,874円	372,363円	39.3歳
医師職	512,660円	1,179,635円	45.2歳
薬剤師・医療技術職	351,290円	406,831円	41.0歳
看護職	346,919円	414,156円	42.8歳
福祉職	297,500円	324,280円	34.8歳
技能労務職	353,171円	365,614円	54.7歳

※給与月額とは、給料月額に扶養手当などの職員手当を加えたものです。

(3) 職員の初任給の状況

区分		給料表	初任給	給与月額
事務職・福祉職	大学卒	行政職	1-29	237,600円
	高校卒		1-13	213,100円
医師職	医大卒	医療職(1)	1-32	394,700円
薬剤師・医療技術職	大学6卒	医療職(2)	2-23	264,000円
	大学卒		2-9	249,000円
	短大3卒		1-21	237,200円
看護職	大学卒	医療職(3)	2-17	251,400円
	短大3卒		2-13	243,400円
	短大2卒		2-9	235,900円

(4) 期末・勤勉手当の状況（R8.4.1 現在）

区分	期末手当	勤勉手当	合計
6月期	1.2625月分（1.0625月分）	1.0625月分（1.2625月分）	2.325月分
12月期	1.2625月分（1.0625月分）	1.0625月分（1.2625月分）	2.325月分
合計	2.525月分（2.125月分）	2.125月分（2.525月分）	4.650月分

※（ ）は特定幹部職員の支給割合です。

(5) 主な手当の支給状況

扶養手当	配偶者	0円	※被扶養者のうち16～22歳の子は5,000円追加
	子	13,000円	
	その他	6,500円	
住居手当	月額 28,000円を限度に支給		※職員本人が契約者である借家の場合
通勤手当	片道2km未満	0円	
	片道2km以上4km未満	2,000円	
	片道4km以上5km未満	2,400円	
	片道5km以上7km未満	3,200円	
	片道7km以上10km未満	4,200円	
	片道10km以上15km未満	7,300円	
	片道15km以上20km未満	10,400円	
	片道20km以上25km未満	13,500円	
	片道25km以上30km未満	16,600円	
	片道30km以上35km未満	19,700円	
	片道35km以上40km未満	22,800円	
	片道40km以上45km未満	25,900円	
	片道45km以上50km未満	29,100円	
	片道50km以上55km未満	32,300円	
	片道55km以上60km未満	35,500円	
	片道60km以上	38,700円	

※交通機関利用者は運賃相当額を支給

特殊勤務手当	支給割合	74%
	平均支給額	68,813円
	代表例	救急患者取扱手当
		研究手当
		臨床研修指導手当
		夜間看護手当

(6) 一般行政職の等級ごとの職員数 (R8. 4. 1現在)

	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
職務内容	主事		係長 主査 主任	課長補佐 係長 主査	課長 課長補佐	事務次長 課長	事務長 事務次長	事務長	
職員数	10人	9人	17人	3人	4人	1人	2人	0人	46人
構成比	21. 7%	19. 6%	37. 0%	6. 5%	8. 7%	2. 2%	4. 3%	0. 0%	100. 0%

※福祉職を含み、桐生市・みどり市からの派遣職員を除く。

3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間

1週間の正規の 勤務時間	1日の正規の 勤務時間	勤務の 開始時間	勤務の 終業時間	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時45分	17時30分	12時から13時まで

4. 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 服務規律の概要

服務の根本基準は「地方自治の本旨を体するとともに公務を民主かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、関係市民全体の奉仕者として誠実かつ公正に職務を執行する」というものです。

(2) 分限・懲戒制度の概要

分限処分とは、職員が職責を果たすことができないことによる処分です。

懲戒処分とは、服務違反や不正行為による処分です。

※令和7年度の分限処分者（私傷病による休職）は12名でした。

※令和7年度の懲戒処分者は2名でした。

5. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 安全衛生に関する事項

衛生委員会を設置し産業医、衛生管理者を選任しています。衛生委員会では職員の安全衛生について協議、検討しています。

活動内容	職員の健康障害及び危険を防止するための基本となるべき対策
	職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策
	公務災害の原因及び再発防止対策
	職員のメンタルヘルスに関する業務

(2) 公務災害認定状況

職員が公務中に負傷した場合や公務が原因で病気になった場合は、一般的に公務災害として取り扱われ地方公務員災害補償法が適用されます。

※令和7年度の公務災害認定は16件でした。

(3) 職員共済会

職員の福利厚生を図ることを目的として、桐生地域医療企業団職員共済会を設置しています。

助成等の状況（令和7年度実績）

共済会に対する助成額	0	千円
会員による掛金額	8,146	千円
共済会員数	546人	